

---

## QA8-36 きのこと、山菜の安全性は、どうなっていますか。

---

### A

- ① きのことには、「栽培管理されているもの」と「野生のもの」があります。出荷制限を行っている主なきのは、栽培されているしいたけと野生のきのこです。
- ② しいたけの栽培に使用されている「原木やほだ木、菌床用培地」は、定められた基準に適合したものを使用するよう生産指導等がなされています。このような管理により、基準値超過が減少しています。
- ③ 低減対策がとれない野生のきのこや山菜では、基準値超過がみられます。
- ④ 出荷制限、摂取制限地域では野生のきのこや山菜の採取は控えてください。

#### 統一的な基礎資料の関連項目

- 下巻 第8章 112 ページ「きのこ等の特用林産物の安全確保対策」
- 下巻 第8章 113 ページ「(参考) きのこと原木等の当面の指標値」
- 下巻 第8章 114 ページ「きのこ類(栽培)の検査結果の推移」
- 下巻 第8章 115 ページ「山菜類等(栽培)の検査結果の推移」
- 下巻 第8章 116 ページ「きのこ類(野生)の検査結果の推移」
- 下巻 第8章 117 ページ「山菜類等(野生)の検査結果の推移」

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」(第10版)より作成

出典の公開日：平成28年3月15日

本資料への収録日：平成29年3月31日